

令和 8・9 年度 杉戸町小規模契約希望者登録要領

1 目的

町が発注する小規模な契約(100 万円未満の建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入等)について、町内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、町内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

杉戸町内に主たる事業所を置く者(適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。)

3 登録できない者

- (1) 杉戸町に主たる事業所を置かない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ていない者
- (3) 杉戸町建設工事等入札参加登録業者名簿及び物品等入札参加登録業者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

4 登録の方法

- (1) 登録の受付は、管財契約課窓口において行う。
- (2) 受付期間は、令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 1 月 23 日までとする。
なお、追加受付については、随時受け付けるものとする。

5 登録の有効期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月末日までの2年間とする。
その後は、2年ごとに改めて、申請により登録するものとする。

6 登録者の取り扱い

町は、申請書等の審査を行い、杉戸町小規模契約希望者登録名簿に登録を行った後に全庁へ公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

7 対象となる契約

この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の

項目について無審査であるので、選定の対象となる工事や修繕は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が、容易であるものに限定する。

8 契約保証金

杉戸町小規模契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、契約保証金の納付を免除する。

この要領は、令和 7 年12月1日から施行する。